

令和6年1月2日～12月31日に佐倉市に転入し
かつ、令和7年1月1日時点で住民登録がある方向け【提出期限】
令和7年9月30日(当日消印有効)

物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)確認書発行申請書

この給付金は、所得税・個人住民税所得割の定額減税に伴い、令和6年度に支給事業を実施した当初調整給付^注の算定において、令和5年中の所得等に基づく令和6年分の推計所得税額を用いて算定したこと等により、支給額に不足が生じたと認められる方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:「当初調整給付」とは、令和6年度において、所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられないと想定された(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、端数を1万円単位に切り上げて算定した額を支給したものです。佐倉市では「物価高騰対策臨時給付金(調整給付分)」として実施しました。

(宛先) 佐倉市長

受付印

※本様式は、物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給対象となり得る方で、支給確認書の発行のための申請が必要な方が使用するものです。支給確認書が届いた場合は、本様式を使用しないでください。

※本様式の使用が必要な方は、令和6年1月2日～12月31日に佐倉市に転入した方で、令和7年1月1日時点で佐倉市に住民登録があり、かつ、当初調整給付の額に不足が生じると見込まれる方です。

※本様式を提出しただけでは、給付金が支給されません。本様式の提出後、佐倉市において給付要件に該当するか審査し、該当すると認めた場合は、現住所(住民票上の住所)に支給確認書を送付します。給付金の受給には、支給確認書の提出が必要です。なお、支給確認書の送付先の変更を希望する場合は、本様式と併せて物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)支給確認書の送付先変更届(別記様式第4号)も提出してください。

1. 申請者

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	大・昭・平	
	年 月 日	電話 ()

※【代理人が申請を行う場合】

代理人	代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所	支給対象者との関係 ○をつけてください。
	フリガナ	大・昭・平	〒	
		年 月 日	電話 ()	1 法定代理人
上記の者を代理人と認め、 「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)確認書発行申請書」の提出を委任します。			委任者(支給対象者)氏名 署名(又は記名押印) Ⓜ	2 その他 (続柄等)
			※法定代理人の場合、署名(又は記名押印)は不要	

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い佐倉市において算定した支給額が支給されます。佐倉市における算定の結果、0円となった場合には物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)は支給されません。

【支給要件】

A+B(合計額の端数は1万円単位に切上げ)－C>0となる納税義務者

A 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数^{※1}－令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

B 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数^{※2}－令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

C 当初調整給付の額

- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、佐倉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。(裏面に必要な書類の例を記載しています。)

裏面も必ずご確認ください。

2. 提出者署名欄

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

3. 本人確認書類

・申請者の本人確認ができる書類を、この欄に貼り付けてください。

(代理人が申請を行う場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。)

※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、健康保険の資格確認書、年金手帳、介護保険証、在留カード、パスポート などの写し(いずれか1つ)
(氏名・生年月日・住所の情報が確認できる部分の写しが必要です。)
(マイナンバーの通知カードは本人確認書類に該当しませんのでご注意ください。)

※「【代理人が申請を行う場合】」の「支給対象者との関係」で

「1. 法定代理人」を選択した場合は、その証明書類の写しも貼り付けてください。

＜例＞ ①成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写し

②代理権目録の写し(公的給付の受領に関する代理権の付与が確認できること)

※成年後見人の方が代理人の場合…①が必要です。

※保佐人・補助人の方が代理人の場合…①と②が必要です。

③戸籍謄本の写し(親権者の場合)(発行から6か月以内のもの)

◆ 確認書発行申請に必要な提出書類は、下記のとおりです。

(本様式への記入漏れや添付書類の不備があると、確認書の発行ができず、支給を受けられません。)

提出書類 記入・添付したらチェック欄(□)に✓を入れてください。

☐ 「物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)確認書発行申請書」への記入

※本様式です。必要事項をご記入ください。

☐ 「1. 申請者」の記入

☐ 「【誓約・同意事項】」のチェック

(☐ 代理人が申請を行う場合のみ。
「※【代理人が申請を行う場合】」の記入)

☐ 「2. 提出者署名欄」の記入

☐ 本人確認書類の添付

※本頁の上段、「3. 本人確認書類」の欄内の説明を確認の上、貼り付けてください。

※代理人が申請を行う場合は、本人分と代理人分の両方が必要です。

☐ 『当初調整給付の支給確認書 または 支給決定通知書 などの写し』の添付

※転入前の市区町村で令和6年度に実施された、当初調整給付の額がわかる資料(写し)を同封してください。
当初調整給付の支給対象者であったが支給を受けなかった場合であっても、添付が必要です。

(当初調整給付の時点で支給要件に該当していなかったため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料(写し)を同封してください。)

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し』の添付

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し』の添付

※給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる資料を同封してください。